

# 石川県公報

平成 30 年 4 月 19 日 (木曜日)

号 外

(第 42 号)

## 目 次

人事委員会  
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 1

## 人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年四月十九日

石 川 県 人 事 委 員 会

### 石川県人事委員会規則第三号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第十知事の事務部局の部本庁の項中

課 長	三種
企画振興部課長	

を

課 長	三種
企画振興部課長	
出納室次長	

に改め、同部県総合事務所の項中

部 次 長	五種
地域センター次長	
税務課長	
管理課長	

を

部 次 長	五種
地域センター次長	
税務課長	
管理課長	
施設課長	
施設課担当課長	

に

改め、同部美術館の項中

副 館 長	五種
学芸主幹	

を

副 館 長	五種
学芸主幹	
総務課長	

に改め、同表教育委員会の部輪島漆芸技術研修所の項中

所 長	三種
-----	----

を

所 長	三種
次 長	五種

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第十の規定は、平成三十年四月五日から適用する。